

## 「新潟市里潟学術研究事業」募集案内

新潟市では、里潟の保全・再生及び持続可能な利用を図るため、専門的知識を有する研究者や環境保全団体等の皆様から、里潟の学術的調査や研究を募集します。

募集要件や応募方法等の詳細については、「新潟市里潟学術研究事業」募集要領及び「新潟市里潟学術研究事業」業務委託仕様書をご覧ください。

### 契約締結までの流れ

内 容	時 期	備考（書類等）
応募期間	平成29年4月3日から5月2日まで	新潟市里潟学術研究事業の応募に必要な提出書類一式を郵送又は持参してください。（期間内必着）
書類審査	平成29年5月上旬	書類審査後、審査会の案内を文書によりお知らせします。
審査会	平成29年5月下旬	当日プレゼンをしていただきます。 審査結果は、後日文書によりお知らせします。
契約締結	平成29年6月上旬	契約締結後、事業を実施していただきます。

◎事業全体のスケジュールは裏面をご覧ください

### 応募方法

●封筒に「応募書類在中」と明記のうえ郵送又は持参により下記あてに提出してください。（ファックス及び電子メールによる応募不可）

#### 【応募先】

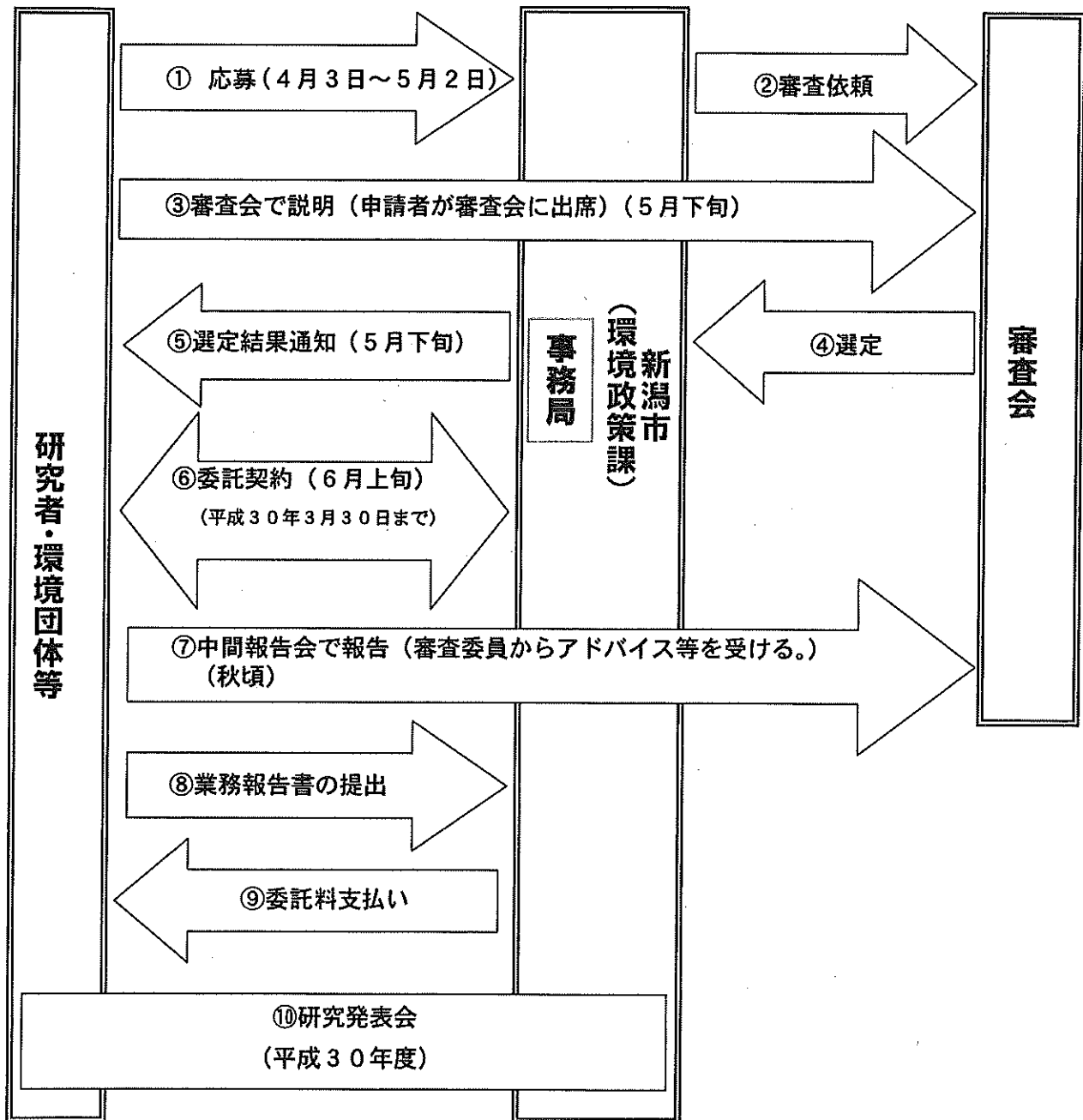
- ・「郵送の場合」 住所 〒951-8550 新潟市中央区学校町通一番町602番地1  
新潟市環境部環境政策課宛
- ・「持参の場合」 住所 新潟市中央区白山浦1丁目425番地9  
新潟市役所白山浦庁舎2号棟3階 環境政策課

#### 【お問い合わせ先】

新潟市環境政策課自然保護係 阿部  
住 所 〒951-8550 新潟市中央区学校町通一番町 602-1  
電 話：025-226-1359 F A X：025-230-0467  
Mail：kansci@city.niigata.lg.jp  
(TEL) (FAX)



平成 29 年度 新潟市里潟学術研究事業 スケジュール



## 「新潟市里潟学術研究事業」募集要領

### 1 業務名

新潟市里潟学術研究事業

### 2 目的

専門的知識を有する研究者や環境団体等に、本市の里潟に関する学術的調査及び研究（以下「研究」という。）を委託し、基礎的学術資料の蓄積を図り、里潟の保全及び持続可能な利用に資する。

### 3 業務内容

別紙「新潟市里潟学術研究事業」業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

### 4 応募資格

次の要件を満たす研究者又は特定非営利活動法人若しくは社会貢献活動を行っている非営利の任意団体とし、法人格の有無を問わないものとする。

(1) 次のアからエまでのいずれかに該当する研究者で、かつ才及び力を満たすもの

- ア 高校、大学に在籍する学生又は大学院生
- イ 大学、研究機関等に所属する教員又は研究員
- ウ 小学校、中学校、高等学校等の教職員
- エ その他自然保護に関心のある研究者、自然愛好家等
- オ 市町村税の滞納のない者
- カ 暴力団員でない者又は暴力団員の統率下に属さない者

(2) 次の要件をすべて満たす特定非営利活動法人、任意団体

- ア 定款、寄附行為又は規約等を有し、団体として意思を決定し、執行及び代表することのできる機能並びに団体として独立した経理機能を確立していること
- イ 次の活動を目的とする団体ではないこと
  - (ア) 宗教活動、政治活動及び選挙活動
  - (イ) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対する活動
  - (ウ) 暴力団又は暴力団員の統率下にある活動
- ウ 市町村税の滞納のない団体であること（法人格を有していない団体の場合は、その代表者）

### 5 委託料

1件あたり50万円を限度とする。

### 6 契約期間

契約締結日から平成30年3月30日（金）まで

## 7 応募方法

### (1) 応募書類

新潟市里潟学術研究業務応募申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、新潟市環境部環境政策課まで持参又は郵送により提出

- ア 研究者略歴又は団体概要
- イ 学術研究実施計画書
- ウ 経費明細書
- エ 法人登記簿謄本又は登録事項証明書、個人の場合は住民票の写し
- オ 納税証明書（新潟市の制度用）
- カ 誓約書
- キ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
- ク その他市長が必要と認める書類

### (2) 応募期間

平成29年4月3日（月）から平成29年5月2日（火）まで

### (3) 提出方法

封筒に「応募書類在中」と明記のうえ、郵送又は持参により応募期間内（最終日必着）に提出する。なお、ファックス及び電子メールによる提出は不可とする。

### (4) 提出先

#### ア 郵送の場合

〒951-8550 新潟市中央区学校町通一番町602番地1  
新潟市環境部環境政策課宛

#### イ 持参の場合

新潟市中央区白山浦1丁目425番地9  
新潟市役所白山浦庁舎2号棟3階 環境政策課

## 8 選定方法

### (1) 書類審査

- ア 審査会開催前に、事務局で書類内容を審査する。
- イ 書類審査通過後に、応募者には審査会の日程を文書で案内する。

### (2) 審査会による審査

- ア 新潟市が設置する非公開の審査会にて委託する研究を選考する。
- イ 応募者は、審査会において応募した研究内容を説明するとともに、審査委員からの質疑に答えるものとする。
- ウ 審査会は、応募書類及び当日の応募者による説明等から、次に掲げる項目を総合的に勘案し審査を行い、委託する研究を決定する。

なお、審査に当たっては、必要に応じて応募者に対し、追加資料の提出を求める場合がある。

審査基準	
研究の目的	・里潟の保全，持続可能な利用等につながる研究であること
研究の内容	・研究内容の円滑な実施が見込まれるとともに，その実現可能性が高いこと ・団体にあっては，これまでの活動と同様（継続的）な内容となっていないこと
組織・実施体制	・研究を実施できる体制を有していること
経費の適正さ	・研究の実施に直接必要な最小限の経費であるとともに，金額が適正であること

### （３）スケジュール

- ア 募集期間 平成29年5月2日（火）まで
- イ 書類審査 5月上旬
- ウ 審査会 5月下旬
- エ 契約締結 6月上旬

## 9 選定結果

選定結果は，応募者に文書にて通知する。

なお，選定された研究について，本要領2の目的達成のため必要があると認めるときは，これに必要な条件を付す場合がある。

## 10 委託契約の条件

（１）委託契約の締結は，新潟市契約規則の規定に基づき行う。

なお，委託契約にかかる経費は，事業採択された応募者の負担とする。

（２）委託料は，研究の遂行に直接必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費とし，具体的には別紙「仕様書」のとおりとする。

（３）委託料の支払いは，原則委託終了後の精算払いとする。ただし，支払いに関して必要に応じて環境政策課と協議することができる。

## 11 その他

（１）応募に要する経費は，応募者の負担とする。

（２）提出されたすべての書類は，返却しないものとする。

## 12 問い合わせ先

新潟市環境部 環境政策課自然保護係

住所 〒951-8550 新潟市中央区学校町通一番町 602 番地 1

TEL : 025-226-1359 FAX : 025-230-0467

Eメール : kansei@city.niigata.lg.jp

(TEL) (Eメール)

別記様式第1号

平成 年 月 日

(あて先) 新潟市長

申請者 住 所  
所属・団体等の名称  
氏 名

印

新潟市里潟学術研究業務応募申請書

新潟市里潟学術研究業務の委託を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1 学術研究の名称

---

2 学術研究の目的及び内容  
別添「学術研究実施計画書」のとおり

3 事業費(申請額)

4 委託事業の着手(予定)年月日

平成 年 月 日

5 添付書類

- (1) 研究者略歴又は団体概要
- (2) 学術研究実施計画書
- (3) 経費明細書
- (4) 法人登記簿謄本又は登録事項証明書、個人の場合は住民票の写し
- (5) 納税証明書(新潟市の制度用)
- (6) 誓約書
- (7) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書



## 団体概要

(募集要領4 (2) に該当する場合)

団体の 名称	ふりがな	
団体の 所在地	〒	
代表者 氏名		
事業 担当者	氏名	ふりがな
	所在地 (団体所在地と異なる場合記載)	〒
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	
団体の 概要	<p>※設立年, 沿革, 目的, 組織, 人員, 主たる活動実績, 収支状況等を記載 (別添資料でも可)</p> <p>※関連資料 (団体の規約, 名簿等) を添付</p>	



## 学術研究実施計画書

研究のテーマ	
該当里潟	
概要	※簡潔に記載してください。また、参考資料がある場合は、別途添付してください。
目的	※研究で何を明らかにしたいのか明確に記載してください。
内容	
※別添記載でも可 ※団体にあっては、これまでの活動と同様（継続的）な内容となっていないこと	
調査・研究の方法	
研究実施に向けた体制	※別添記載でも可

## 経費明細書

項目	金額 (円)	積算内訳
報償費		
旅費		
消耗品費		
印刷製本費		
役務費		
通信費		
使用料及び 賃借料		
その他経費		

(注1) 積算内訳は、「単価×数量×消費税＝金額」など、可能な限り詳細に記載してください。

(注2) 同経費が、事業実施のために必要な理由を簡単に記載してください。

市又は他の機関・団体 からの補助等の有無	※本学術研究に対する補助又は委託の有無について、どちらかに○を 付けてください。  <div style="text-align: center; font-size: 1.2em;">有      ・      無</div>
-------------------------	---

# 誓 約 書

平成 年 月 日

(宛先) 新潟市長

所 在 地  
名 称  
代表者氏名

印

新潟市里潟学術研究事業の応募に際し、下記の事項について誓約します。

## 記

- 1 応募者の資格要件を満たしていること
  - 2 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における一般競争入札の参加を制限されていないこと
  - 3 市町村税を滞納していないこと
  - 4 社会保険料を滞納していないこと
  - 5 以下の者に該当する役員がいないこと
    - (1) 法律行為を行う能力を有しない者
    - (2) 破産者で復権を得ない者
    - (3) 禁錮以上の刑に処せられている者
  - 6 以下の暴力団等に該当又は関わりがないこと
    - (1) 暴力団（新潟市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
    - (2) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
    - (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
    - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
    - (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
    - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
    - (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- (裏面に続く)
- 7 政治団体（政治資金規正法第3条の規定によるもの）でないこと

- 8 宗教団体（宗教法人法第2条の規定によるもの）でないこと
- 9 会社更生法、民事再生法の規定により更生又は再生の手続きを開始していないこと

なお、当該誓約に違反があった場合には、それまで応募者が費やした費用を賠償することなしに、選定手続きを継続する事業者の資格を新潟市が一方的に剥奪する権利を有することに同意します。

※ 新潟市契約規則第6条に規定する有資格者名簿に登載されていない場合は、この誓約書のほかに、「暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書」の提出が必要です。

## 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

私（当法人・当団体）は、新潟市里潟学術研究事業の応募に際し、下記の事項について誓約します。

### 記

- 1 私（当法人・当団体）は次のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
  - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
  - (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
  - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
  - (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- 2 新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき裏面名簿を提出します。名簿に記載されたすべての者は、暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対してこの名簿による照会が行われる場合があることに同意しております。なお、名簿記載内容は事実と相違ありません。

平成 年 月 日

(宛先) 新潟市長

〔法人、団体にあつては所在地〕  
住 所

〔法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名〕

(ふりがな)  
氏 名

Ⓜ

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日

## 名簿（役員等一覧表）

【記載方法】

- ①記載例に従って、役職、氏名、カナ、生年月日、性別、住所を記載してください。
- ②法人の場合には登記事項証明書に記載されている役員全員及び支店若しくは事務所の代表者を記載してください。団体及び個人事業者の場合には代表者を記載してください。
- ③生年月日の記載について、T～大正、S～昭和、H～平成として、元号に丸をつけてください。
- ④性別の記載について、どちらかに○をつけてください。
- ⑤同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。

法人・団体・個人名：

役職	氏名	カナ	生年月日	性別	住所
【記載例】 代表取締役社長	新潟 太郎	ニイガタ タロウ	T S 11年 11月 11日 H	男 女	新潟市中央区〇〇1丁目1番1号
			T S 年 月 日 H	男 女	
			T S 年 月 日 H	男 女	
			T S 年 月 日 H	男 女	
			T S 年 月 日 H	男 女	
			T S 年 月 日 H	男 女	
			T S 年 月 日 H	男 女	
			T S 年 月 日 H	男 女	
			T S 年 月 日 H	男 女	
			T S 年 月 日 H	男 女	
			T S 年 月 日 H	男 女	
			T S 年 月 日 H	男 女	
			T S 年 月 日 H	男 女	

\* 上記に記載された個人情報については、暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。

また、その取扱いについては、新潟市個人情報保護条例を遵守し、適正に管理いたします。

# 「新潟市里潟学術研究事業」業務委託仕様書

## 1 摘要

本仕様書は、新潟市（以下「甲」という。）が、受託者（以下「乙」という。）に発注する次の業務（以下「業務」という。）の委託に適用する。

### (1) 業務名称

新潟市里潟学術研究事業

### (2) 対象地区

新潟市内の湖沼（以下「里潟」という。）

・福島潟	所在地：新潟市北区新鼻甲	面積：約 262ha
・内沼潟	所在地：新潟市北区内沼	面積：0.6ha
・十二潟	所在地：新潟市北区平林，十二，灰塚	面積：4.5ha
・松浜の池	所在地：新潟市北区松浜	面積：2.2ha
・じゅんさい池	所在地：新潟市東区松園	面積：0.5ha
・鳥屋野潟	所在地：新潟市中央区鳥屋野ほか	面積：約 158ha
・清五郎潟	所在地：新潟市中央区清五郎	面積：1.9ha
・北山池	所在地：新潟市江南区北山	面積：1.6ha
・六郷ノ池	所在地：新潟市秋葉区六郷	面積：1.6ha
・北上の池	所在地：新潟市秋葉区北上	面積：0.2ha
・佐潟	所在地：新潟市西区赤塚	面積：約 44ha
・御手洗潟	所在地：新潟市西区赤塚	面積：6.5ha
・ドンチ池	所在地：新潟市西区赤塚	面積：0.3ha
・金巻の池	所在地：新潟市西区木場，金巻	面積：0.7ha
・上堰潟	所在地：新潟市西蒲区松野尾	面積：約 11ha
・仁箇堤 など	所在地：新潟市西蒲区仁箇	面積：5.4ha

## 2 業務の目的

専門的知識を有する研究者や環境団体等に、本市の里潟に関する学術的調査及び研究（以下「研究」という。）を委託し、基礎的学術資料の蓄積を図り、里潟の保全及び持続可能な利用に資する。

## 3 研究テーマ

研究テーマは里潟の保全・再生及び持続可能な利用につながるもので、以下に掲げるものとする。

(1) 「里潟の環境保全や生態系保全に関すること」

(2) 「里潟の歴史，里潟と地域の関わりや文化に関すること」

上記の(1)，(2)のどちらかを満たし，かつ，次に掲げるものは甲が推奨する研究テーマであり，複数の応募があった場合は選定に当たり考慮するものとする。

ア 佐潟の水質浄化に関すること

イ 外来生物対策に関すること

ウ ラムサール条約湿地の賢明な利用に関すること（潜在候補地の福島潟，鳥屋野潟を含む）

#### 4 業務内容

##### (1) 報告書の作成

業務の結果等について、業務報告書を作成する。

##### (2) 中間報告会での報告

中間報告会において、業務の進捗状況（準備段階のものは準備状況）を報告する。

##### (3) 発表会での発表

研究発表会において、業務の成果を発表する。

#### 5 対象外業務

次に掲げる事項のいずれかに該当するものは、業務委託の対象としないものとする。

(1) 特定非営利活動法人又は任意団体（以下「団体」という。）が、業務の委託を受けようとする者である場合、団体のこれまでの活動と同様又は継続事業となっているもの

(2) 業務の実施に当たり、委託の他に甲又は他の機関・団体から重複する経費について補助を受けているもの

#### 6 委託経費

##### (1) 委託対象経費

委託対象経費は、業務に直接要するものとし、その内訳は概ね次に掲げる項目のとおりとする。

ア 報償費（業務の実施遂行に当たって、助言いただいた第三者への謝礼等）

イ 旅費（新潟市里潟学術研究事業募集要領4（1）で定める研究者の場合、所属する大学又は研究機関等から、業務対象里潟までの往復交通費）

（新潟市里潟学術研究事業募集要領4（2）で定める特定非営利活動法人、任意団体の場合、所在地の住所から、業務対象里潟までの往復交通費）

（新潟市外に在住する乙であって、業務を実施するため本市に滞在する必要が認められる場合、その宿泊費）

（4（2）の中間報告会の参加に係る交通費及び必要に応じた宿泊費）

※4（3）の研究発表会の参加に係る交通費は、別途甲が負担する予定のため計上しないでください。

ウ 消耗品費（1品3万円未満の物品（事務用品、コピー用紙等の消耗品）の購入に要する経費）

エ 印刷製本費（図面・写真等に要する経費）

オ 役務費（手数料、データ収集料等、役務の対価として支払う経費）

カ 通信費（郵便料、電話料その他通信に要する経費）

キ 使用料及び賃借料（車両、機器類等の使用賃借に要する経費）

ク その他業務に要する経費で市長が認めるもの

##### (2) 委託対象外経費

次に掲げる項目に該当する経費は、委託対象経費に含まない。

ア 乙の所有する設備・会場等の賃借にかかる経費

イ 乙の事務所等を維持するための経費

ウ 食事、弁当、茶菓子等の経費（食糧費）

エ パソコンやカメラ、本棚等、業務以外でも活用することができる汎用性のある備品の購入経費



オ 乙が団体である場合、乙の構成員等にかかる人件費

## 7 委託期間

業務の委託期間は、契約日から平成30年3月30日までとする。

## 8 業務内容の変更

甲は、必要と認めたときは業務内容の一部を変更もしくは停止することができる。

この業務内容の変更等に伴う委託料及び委託期間の変更については、別途協議のうえ決定するものとする。

## 9 届出等

乙は、業務完了に際し、次の書類を提出する。

- (1) 業務履行届
- (2) 成果品一式

## 10 成果品

### (1) 提出すべき成果品

- |            |    |
|------------|----|
| ア 業務報告書    | 1部 |
| イ 業務報告書概要版 | 1部 |

報告書の概要が分かる1ページ程度のもの。内容は中学校卒業程度の者が理解できるものとする。

- |                   |    |
|-------------------|----|
| ウ ア及びイの電子データ（汎用品） | 1部 |
|-------------------|----|

なお、電子データの形式はMSワード又はMSエクセル（いずれの場合も「2007」版で利用可能なもの：拡張子は「\*.doc」又は「\*.docx」、「\*.xls」又は「\*.xlsx」）とすること。

### (2) 提出先

- |         |
|---------|
| ア 郵送の場合 |
|---------|

〒951-8550

新潟市中央区学校町通一番町602番地1

新潟市環境部環境政策課宛

- |         |
|---------|
| イ 持参の場合 |
|---------|

新潟市中央区白山浦1丁目425番地9

新潟市役所白山浦庁舎2号棟3階 環境政策課

## 11 成果品等の検査

乙は、業務完了に際し、甲による成果品の検査を受けるものとし、検査合格をもって業務の完了とする。

なお、納品後、成果品の内容に誤りがあった場合は、速やかに訂正の上、成果品を再提出しなければならない。

## 12 権利

業務によって得られた成果品等（報告書内の写真含む）の著作権は、甲に帰属する。

ただし、乙は、業務報告書の内容の全部又は一部を使用できるものとする。

### 13 その他

#### (1) 業務管理

ア 乙は、業務の遂行に当たって適宜甲と連絡をとり、十分に打合せを行うこと。

イ 乙は、次に挙げる事項が生じたときは、速やかに甲に報告するとともに、甲の指示に従うこと。

(ア) 本仕様書に明記されていない事項

(イ) 本仕様書の内容又は解釈に関する疑義事項

(ウ) 業務の遂行における事故・問題等

#### (2) 業務の公開

業務の結果について、甲はホームページ等で公開する。

### 14 問い合わせ先

新潟市環境部環境政策課自然保護係

住 所 〒951-8550 新潟市中央区学校町通一番町 602 番地 1

TEL : 025-226-1359 FAX : 025-230-0467

Eメール : kansei@city.niigata.lg.jp

(TEL) (Eメール)